福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをして、高齢者・障がい者が地域で安心し らない」「体が不自由になってしまい、金融機関に行けなくなってしまった」など、いろいろ 毎日の暮らしの中には、「介護保険などの福祉サービスを利用したいが、手続きがよく分か て自立した生活が送れるように支援しています。 な疑問や不安、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。日常生活自立支援事業では、

契約し、福祉サービスの利用手続 福祉協議会が高齢者・障がい者と 日常生活自立支援事業は、社会

きや金銭管理などの支援を行うも 支援を希望する人は、社会福祉

協議会に相談してください。まず

そして、どのようなサービスをど は、専門員が自宅を訪問します。

かを本人と一緒に考え、支援計画 のくらいの頻度で行う必要がある

○公共料金・家賃などの支払い

対象になる人

市内在住の高齢者・障がい者で、

画に基づいて支援します。

を作成します。契約後は、この計

財産保全サービス

金

○預貯金通帳・銀行印・実印・年 書などの保管 金証書・不動産権利証書・契約

○さまざまな福祉サービスについ

宝石・書画・骨董品・貴金属類

福祉サービス利用援助

サービスの内容

銭管理などに不安のある人。 福祉サービスの利用手続きや、

> ての情報の提供・相談、 利用手

> > などは預かることができません。

また、財産保全サービスのみの利

○利用料の支払い手続き

用はできません。

○苦情解決制度の利用手続きの情

○預貯金の出し入れ 財産管理サービス

○年金・手当などの受領手続き

○医療費の支払い

○日用品購入代金の支払い 看護、通院の付き添い、保証人に 買い物代行、家事代行、介護、

なるといったサービスは行いませ

相談から支援の開始までの流れ

*相談から支援の開始までに、2カ月程度かかります



1相談

社会福祉協議会が窓口です。直接 または電話で同協議会(保健福祉 ・☎27-7755) へ相談してく ださい。





2訪問

社会福祉協議会の専門員が自宅を 訪問し、困っていることなどを聴 きます。

③契約締結審査会

審査会は法律・福祉・医療の専門家で構成されています。 契約の内容を判断できる能力の有無や、 事業の要件に該当するか判定を行います。



支援計画作成

の希望を確認しながら、 員が支援計画を作り、 契約書を取 り交わします。



5 支援の開始

支援計画に基づいて定期的に訪問 福祉サービス利用援助や預貯 金の出し入れ、支払い代行をしま す。

利用料

000円

料金が掛かります。 用する場合は、会費のほか、別途 相談は無料です。サービスを利

福祉サービス利用援助・財産管理 サービス(1カ月当たり)

00円

0

○1時間以上1時間30分未満…1、 ○1時間未満…500円

会費(年額) = 3、600円 財産保全サービス(年額)=3、

※くわしくは社会福祉協議会(☆ 27-7755) 40

円が加算されます。 ○1時間30分以上2時間未満…1、 500円 2時間以降は30分ごとに500